

罹災証明書・被災証明書の発行について

平成30年台風第21号及び北海道胆振東部地震により、災害に遭われた皆様へ心よりお見舞い申し上げます。この度の災害により、住家等に被害を受けた場合、被災者の申請に基づき「罹災証明書・被災証明書」を発行します。

各種支援・救済措置の手続きや保険金の請求等に証明書が必要な方は、次のとおり申請してください。

証明書種別

証明書種別	内容
罹災証明書	被災した住宅・納屋・車庫等（固定資産税課税台帳に登録された物件）の損害の程度を町が証明します。
被災証明書	上記物件以外の動産や車両などが被災したことを町が証明します。

農作物や農業用ビニールハウス等に関する被害については、別途農業関係団体にご相談ください。

発行申請窓口

税務住民課税務係（役場1階6番窓口）

申請受付期間（役場庁舎開庁日での受付となります）

台風被害 平成30年9月5日（水）～9月18日（火）

地震被害 平成30年9月6日（木）～9月19日（水）

被災原因となった災害発生日から14日以内です。やむを得ない事情があると町長が認めたときはこの限りではありません。

当初受付期間は終了しておりますが、受付期間を延長し、9月28日(金)までとします。

申請に必要なもの

- (1) 罹災証明願又は被災証明願
- (2) 被害状況が確認できる写真（現像していなくても構いません）

被害状況写真は、片付けや補修をする前に撮影してください。

- (3) 申請者の印鑑及び身分証明書

被災者本人の申請でない場合、委任状が必要です。

【問合せ先】

税務住民課税務係 固定資産税担当
tel 0123-76-8011（内線234・235）

罹災証明願

年 月 日

長沼町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

下記の災害により罹災したことを証明願います。
なお、申請内容に虚偽等があった場合には、証明を取り消されても異議はありません。

罹災原因		
罹災年月日	年 月 日 時 分頃	
罹災場所		
罹災物件 及び罹災程度	<input type="checkbox"/> 建物 用途【 】 構造【 】 面積【 m ² 】	<input type="checkbox"/> 全壊(全損) <input type="checkbox"/> 大規模半壊(大規模半損) <input type="checkbox"/> 半壊(半損) <input type="checkbox"/> 半壊(半損)に至らない <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
	<input type="checkbox"/> その他 【 】	
罹災内容		
罹災証明書の 提出先		

被災証明願

年 月 日

長沼町長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

下記の災害により被災したことを証明願います。
なお、申請内容に虚偽等があった場合には、証明を取り消されても異議はありません。

使用目的及び 証明の提出先	
申請人と被災 対象物との関係	所有者 管理者 占有者 担保者 その他()
被災内容	家財 車両 その他 ()
被災場所(住所)	
所有者等	
被災原因	平成 年 月 日()に発生した □地震 □台風 号 □集中豪雨 □暴風雪 □()
被災状況	

※ 被災状況が確認できる写真等を添付